

「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成13年7月1日公示第3号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和元年6月26日

豊橋税関支署長 佐藤 正行

記

1. 記1の表中

「

外国往来船	交通経由場所
(12) 昭和シェル石油株式会社碧南LPG基地主栈橋にけい留する船舶	昭和シェル石油株式会社碧南LPG基地正門ゲート前通路

」を

「

外国往来船	交通経由場所
(12) 出光興産株式会社碧南LPG基地主栈橋にけい留する船舶	出光興産株式会社碧南LPG基地正門ゲート前通路

」に

改める。

2. 記2の表中

「

場所の名称	所在地	備考
(7) 昭和シェル石油株式会社碧南LPG基地主栈橋	碧南市2号地地先	

」を

「

場所の名称	所在地	備考
(7) 出光興産株式会社碧南LPG基地主栈橋	碧南市2号地地先	

」に

改める。

附 則（令和元年公示第3号）

この公告は、令和元年7月1日から適用する。